

2026 年 7 月 16 日

2026 年度各自治体公契約条例審議会の対応指針【多摩市】

1 業務委託契約・指定管理協定の 2027 年度労働報酬下限額の適正引き上げ

多摩市の 2026 年度下限額：1,315（下水道管渠清掃等業務は 1552 円）

条例の目的		勘案基準、算出方法	金額（円）
(1) 民間労働者の確保	①人手不足職種の人材確保	当該自治体の公契約対象職種で、所轄ハローワークの 2026 年 3 月（2025 年度末）の、求人倍率が比較的高い職種の平均求人賃金（最高・最低の平均）のうち最低額 × 1.049（2026 年度賃上げ分 ※1） × 1.044（2027 年度賃上げ予測分 ※2）	当該自治体で算出
	②近隣自治体条例との競争を踏まえた人材確保	15 区の 2026 年労働報酬下限額平均 1512.7 円 4 市の 2026 年労働報酬下限額平均 1319.5 円 × 1.044（2027 年度賃上げ予測分 ※2） 2026 年現在の下限額： 日野市 1320 円、立川市 1320 円、国分寺市 1323 円	区 1579 市 1378
(2) 公共サービスの安全・質の確保	①民間労働者の労務の平均的な質（賃金）の確保	(1) ①と同じ	(1) ①と同じ
	② 公共サービスの労働の最低限の質（対価）の確保	特別区人事委員会勧告（区）・東京都人事委員会勧告（市）（2026 年 10 月上旬）を踏まえた、以下の自治体職員の 2026 年度給与予測額 × 1.044（2027 年度賃上げ予測分 ※2） 行政職（一）1-15 行政職（二）1-19 会計年度任用職員 参考：2026 年 7 月現在（10 月以降勧告により変動有） (行一 1-15：213,100 月額→時給 1332 円) (行二 1-19：199,900 月額→時給 1249 円) 計算内訳： 月額÷20（週 5 日勤務×4 週）÷8 時間＝時給	(一時金含む) ※10 月中旬算出 (人事委員会勧告のため) (一時金含まず) ※10 月中旬算出 (人事委員会勧告のため)
(3) 地域経済の維持	民間の賃金相場を押し下げない金額（民間賃金水準の平均額）	(1) ①と同じ	(1) ①と同じ

(4) 条例の効 果の確保	労働報酬下限額 と最賃の差額の 維持・拡大	2026 年労働報酬下限額＋2026 年 10 月東京都最 低賃金の引上げ額（8 月下旬に決定か）	※8 月下旬算出
---------------------	-----------------------------	--	----------

※1 2026 年度賃上げ率は、連合東京 2026 春闘賃上げ結果と東京都調査結果を根拠に、4.9%とする。

※2 2027 年度賃上げ予測率は、連合東京 2026 春闘賃上げ結果と東京都調査結果、2026 年度から 2027 年度までの日銀の物価変動予測を踏まえ、4.4%とする。

[連合東京 2026 春闘賃上げ結果、東京都調査結果]

連合東京 2026 春闘結果（2026 年 6 月 30 日現在）	4.97%（加重平均）
東京都調査結果（2026 年 6 月 25 日現在）	4.82%（加重平均）

[物価変動]

日本銀行は「経済・物価情勢の展望（2026 年 4 月 30 日）」において、消費者物価（除く生鮮食品）変動の前年比について、2026 年度に 2%台後半、2027 年度は 2%台前半と予測。これをうけ、2027 年度は 2026 年度比で 0.5%下落すると予測。

以 上